

## AvePoint ランサムウェア修復および償還手続

ランサムウェア復旧保証契約（「本契約」）に基づき償還請求の支払いを受けるためには、顧客は、ランサムウェアインシデントをその発見時刻から 24 時間以内に AvePoint に適切に通知し（Warranty@avepoint.com）、かつ、顧客のデータが正常なバックアップから復旧できなかったことを AvePoint が確認してから可及的に速やかに（ただし、いかなる場合も 30 日以内に）以下の手順に従い償還請求を提出していなければなりません。また、保証期間中、顧客は常に本契約を完全に遵守していなければなりません。

1. 顧客は、データが正常にバックアップされたにもかかわらず復旧できなかったことを証明し、その証拠を提示すること。
2. 顧客は、以下の事項に対応するランサムウェアインシデントのすべての証拠（タイムスタンプ、ログ等を含むがこれらに限定されない。）を収集し、AvePoint に提供すること。
  - a. 当該インシデントはどのようなものであったか（具体的詳細を含む）。
  - b. 当該インシデントはいつ発生し、いつ発見されたのか（顧客が当該インシデントに気づく契機となったすべての事実を含む）。
  - c. どのようなシステムおよびデバイスが影響を受けたか。
  - d. どのようなデータが影響を受けた可能性があるか。
  - e. 当該インシデントによってどのような損害が発生し、または発生する可能性があるか。
3. AvePoint は当該償還請求を受け、調査を開始します。顧客および AvePoint は、信義に従い誠実に、顧客が本契約を完全に履行したかどうか（特に本契約第 4 条に定めるすべての要求事項の遵守）を判断し、ランサムウェアインシデントの範囲および顧客への影響を確認します。
4. AvePoint は、顧客の償還請求を裏付けるものとして顧客から提出されたすべての費用にかかる文書を調査し、検証するものとします。
5. 顧客の償還請求が有効であると AvePoint が判断した場合、AvePoint は、対象ソリューションの保護する復旧されない顧客データに対し、1 ギガバイト当たり 1 ドル、最大で 100 万ドルを上限額として給付を支払うものとします。
6. 本契約に基づく給付は全て米国ドルとし、顧客が指定する銀行口座へ振り込みにより支払われます。米国外の顧客が現地通貨で給付を受領することを選択する場合、米国ドルによる給付額に支払実行日前日の営業終了時点のスポットレートを適用して計算します。
7. 給付の実行には、支払いで経由する様々な銀行から銀行手数料が課されることがあります。AvePoint が送金する銀行の手数料は AvePoint が負担するものとし、送金に関与するその他全ての銀行の手数料（ある場合）は顧客が負担するものとします。顧客は当該手数料が差し引かれた給付額を受領します。

AvePoint は必要と判断した調査を行う権利を有し、顧客はそのようなすべての調査に協力するものとします。顧客は、本保証に基づく AvePoint の負担額を増大させるような行動をいかなる形でとらないものとします。顧客は、AvePoint が書面で同意しない限り、本契約に関し第三者に対していかなる責任、支払い、義務、費用を認めず、和解や判決を含め、いかなる請求の処理も行わないものとします。